

## 鳥取県告示第768号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書は、平成24年12月9日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成24年11月16日

鳥取県中部総合事務所長 宮 本 京 子

- 1 申請のあった年月日  
平成24年10月9日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人養生の郷
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
青木 邦男
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
倉吉市関金町大鳥居193-1
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、倉吉市並びに周辺地域の自然・温泉・食・歴史文化等の優れた資源を活かした町づくりを進め、住民や観光客等の心身の健康増進並びに地域経済の活性化を図ることを目的とする。
- 6 定款の変更事項
  - (1) 活動の種類追加（子どもの健全育成、観光の振興、農山漁村又は中山間地域の振興）
  - (2) 役員任期等
  - (3) その他特定非営利活動法の改正に伴う変更